# 第3節 経済外

#### 総 論

国際金融市場の不安定化や、人口減少、少 子・高齢化、財政赤字など、日本の内外の経 済環境が厳しさを増す中で、経済外交を積極 的に推進していくことがますます重要となっ ている。また、東日本大震災後は、震災から の復旧・復興が政府の最優先の課題となり、 経済外交の推進に際しても、復興に関連する 課題に優先的に取り組んでいくことが求めら れている。

復興に向けた経済外交の基本的な考え方 は、2011年7月の「東日本大震災からの復興 の基本方針」に盛り込まれた「世界に開かれ た復興」である。東日本大震災に際して寄せ られた世界中からの連帯と支援は、日本と世 界との密接なつながりを改めて示した。こう したことを踏まえ、復興に当たっては、国際 社会との絆を強化し、諸外国の様々な活力を 取り込みながら、被災地域の復興を進め、そ れを先駆例として日本経済全体の再生も図る ことを目指している。

震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所 事故により、諸外国・地域において日本産品 の輸入禁止や証明書の添付要求など日本から の輸入に対する規制措置がとられた。これに 対しては、積極的な情報発信や働きかけの結 果、規制対象地域や品目の縮小などの一定の 成果も出ているが、依然として多くの国・地 域で日本産品についての規制措置が続いてい る。外務省としては、関係省庁・機関と密接 に協力・連携しつつ、各国の政府や国際機 関、さらには各国産業界や報道関係者等に対 し、日本における最新の状況や日本産品の安 全性等について正確・迅速な情報提供を引き 続き行うとともに、規制の更なる緩和・撤廃 に向けて粘り強く働きかけていくこととして いる。

震災は、日本にとってのエネルギー・資源 確保の重要性も改めて認識させることとなっ た。日本は、エネルギー、鉱物資源、食料な どの資源の多くを輸入に頼っているが、近年 新興国において需要が増加し、特に2011年 は中東・北アフリカ情勢が流動化したり、震 災の影響が続く中で、資源の安定供給確保が 一層重要な外交課題となっている。こうした 観点から、日本は、資源産出国との多層的な 協力関係の強化、供給源の多角化の推進に取 り組むとともに、国際エネルギー機関(IEA)、 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA)、国 連食糧農業機関(FAO)等を通じて国際的 な連携・協力を推進している。また、食料に ついては、独自のイニシアティブとして、 「責任ある農業投資」(RAI)の行動原則の策 定に取り組んでいる。

日本だけでなく、世界全体にとっても貴重

な食料である水産資源については、環境保護の観点を踏まえつつ、これまでの漁業分野における経験と技術をいかし、責任ある漁業国として、各地域漁業管理機関<sup>1</sup>などにおいて水産資源の持続可能な利用の確保のために積極的な役割を果たしている。具体的には、科学的根拠に基づく国際的な漁業資源の保存及び管理のため、適切な漁獲管理や違法漁業の廃絶等の有効な保存管理措置を策定するとともに、それらの措置の遵守が徹底されるよう、関係国と協調しつつ精力的に貢献している。

マクロ経済面では、2011年5月のギリシャ 債務危機の再燃を契機とする欧州債務危機の 拡大等を背景として、世界経済の回復は鈍化 してきている。5月のG8ドーヴィル・サミッ ト(於:フランス)では、欧州の債務問題等 のリスクについて、G20等の場を活用してい くことが議論された。夏以降、欧州債務危機 が更に深刻化する中、11月に開催されたG20 カンヌ・サミット(於:フランス)では、危 機の克服に向けた欧州首脳の政治的意志を歓 迎するとともに、世界経済が「強固で持続可 能かつ均衡ある成長 | を遂げるため、「カン ヌ・アクションプラン|を策定した。また、 保護主義の抑止については、G20カンヌ・サ ミットにおいて、新たな輸出規制を含む保護 主義的措置の是正等のコミットメントが再確 認されたほか、APEC閣僚・首脳会議におい て、保護主義的措置を新たに導入しない「現 状維持」の約束を2015年末まで再延長する ことが合意された。

こうした国際経済情勢の中で、日本にとって、力強く成長するアジア太平洋地域を始め、世界の活力をとり込みながら成長を実現

していくことが重要となっている。そうした 取組の一つとして、経済連携の推進について は、2010年11月に閣議決定された「包括的 経済連携に関する基本方針」の中で、これま での姿勢から大きく踏み込み、世界の主要貿 易国との間で、世界の潮流から見て遜色のな い高いレベルでの経済連携を進め、同時に、 そのために必要となる競争力の強化などの抜 本的な国内改革を先行的に推進することが定 められた。

各国とのEPAについては、2011年5月に日・ペルーEPAの署名が行われ、同年8月には日・インドEPAが発効した。また、東日本大震災後も、日豪EPA交渉を推進し、日韓EPA、日EU・EPA、日中韓FTAなどの交渉の早期再開・立ち上げに向けて取り組むなど、より幅広い国々と高いレベルの経済連携を戦略的かつ多角的に進めている。

広域経済連携については、アジア太平洋自 由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で唯 一交渉が開始されている環太平洋パートナー シップ(TPP)協定について、上記「基本方 針」に基づき、情報収集及び国内での検討・ 議論が進められてきたところであるが、2011 年11月、野田総理大臣は記者会見で、TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入ると述 べ、同月ホノルルで開催されたAPEC首脳 会議の際その旨を関係国に伝えた。また、東 アジア自由貿易圏(EAFTA)構想、東アジ ア包括的経済連携(CEPEA)構想について は、同月にインドネシア・バリ島で開催され たASEAN関連首脳会議において、野田総理 大臣から、TPPだけではなく、ASEAN+3 (日中韓)、ASEAN + 6 (日中韓、オースト ラリア、ニュージーランド、インド)を基礎

<sup>1</sup> 広範囲に回遊するかつお・まぐろ類等について、ある一定の広がりを持つ水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。日本が加盟する地域漁業管理機関としては、例えば大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)、みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 等がある。

とした経済連携の枠組み作りにも、日本が先 頭に立って貢献することを主張し、多くの国 から賛同を得た。

貿易・投資の自由化推進に際しては、国際 貿易に法的安定性と予見可能性をもたらす世 界貿易機関 (WTO) 体制の整備・強化が引 き続き重要な課題である。2011年12月の第8 回WTO閣僚会議においては、当面、ドー ハ・ラウンド交渉が一括妥結に至る見込みは 小さく、部分合意等の「新たなアプローチ」 を探求することで一致した。その具体化に向 け、日本としても積極的に取り組んでいく考 えである。

海外の成長を日本の成長につなげるために は、海外市場の開拓を引き続き進めていくこ とも不可欠である。特に、アジアを中心とし た世界のインフラ需要は膨大であり、高速鉄 道、水、環境技術など日本の優れたインフラ 技術を提供し、各国の発展を支えるととも

に、共に成長するという「ウィン・ウィン」 の関係を構築することが重要である。このよ うな観点から、民間企業のインフラ海外展開 を積極的に後押しするため、外務省では、重 点国の大使館、総領事館に「インフラプロ ジェクト専門官」を指名するなど、日本企業 支援体制の整備・強化を進めている。

また、日本企業の海外での活動を支援し、 またその経済活動の環境整備のための法的枠 組みである投資協定、租税条約、社会保障協 定についても、その締結を積極的に推進して いく。日本の提唱に端を発する模倣品・海賊 版対策のための新しい国際的な法的枠組みで ある偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA) については、2011年10月に日本を 含む8か国が東京にて署名を行ったところで あり、今後は協定の早期発効やアジア諸国等 の参加促進のための働きかけを行っていく。

#### 論 各

## 日本経済再生に向けた取組

## (1)経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)交渉の推進

EPA及びFTAは、物品の関税やサービス 貿易の障壁などを削減・撤廃し、投資の保 護・促進やビジネス環境の整備などを行うこ とを通じて、海外の成長市場の活力を日本の 成長に取り込み、日本の経済的繁栄の基盤を 強化する効果がある。日本は、アジア太平洋 諸国を始め、世界の国々との間でEPA及び FTAの交渉を積極的に推進し、これまでに 12の国・地域との間でEPA及びFTAを締結 してきた。2011年5月には、ペルーとの間で EPAに署名した。2010年11月に閣議決定さ れた「包括的経済連携に関する基本方針 |

は、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流 から見て遜色のない高いレベルでの経済連携 を進め、同時に、そのために必要となる競争 力の強化などの抜本的な国内改革を先行的に 推進することを決定した。また、この閣議決 定で、アジア太平洋地域内の二国間EPA、 広域経済連携及びAPEC内における分野別 取組の積極的な推進に向け主導的な役割を果 たし、アジア太平洋地域における21世紀型 の貿易・投資ルール形成に向けて主導的に取 り組むことを決めた。

2011年3月の東日本大震災後も、この基本

第3章

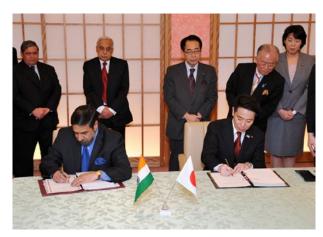
方針に基づき、日豪EPA交渉を推進し、日韓EPA、日EU・EPA、日中韓FTAなどの交渉の早期再開・立ち上げに向けて取り組むなど、より幅広い国々と高いレベルの経済連携の締結に向け、戦略的かつ多角的に外交交渉を進めている。

FTAAPに向けた道筋の中で既に交渉が開始されているTPP協定については、上記基本方針に基づき、情報収集及び国内での検討・議論が進められてきたところであるが、2011年11月、野田総理大臣は記者会見で、TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ると述べ、同月のAPEC首脳会議の際に、その旨を関係国に伝えた。また、同月に開催されたASEAN関連首脳会議においては、野田総理大臣から、TPPだけではなく、ASEAN+3、ASEAN+6を基礎とした経済連携の枠組み作りにも、日本が先頭に立って貢献することを主張し、多くの国から賛同を得た。

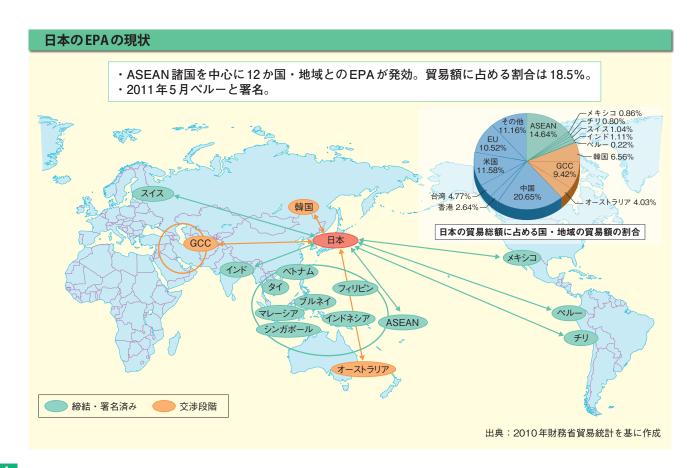
#### **7** 2011年以降に発効したEPA(インド)

10億人を超える人口を有する潜在的な大市場であるインドとの経済関係強化は両国に利益をもたらすとの考えに基づき、2007年1月にEPA交渉を開始し、2010年10月のシン首相訪日時の日・インド首脳会談の際に、両国首脳間で交渉完了が確認された。

2011年2月に、前原外務大臣とシャルマ商工相が協定へ署名し、同年8月に発効した。



日本とインドとの間の包括的経済連携協定に署名する前原外務大臣(前列右)とシャルマ・インド商工相(2月16日、東京)



### ✓ 交渉が完了したEPA(ペルー)

ペルーからの強い要望も踏まえ、2009年4 月に日・ペルー首脳電話会談で、ペルーとの EPA 交渉の開始を決定した。2009年5月か ら2010年11月までに7回の正式会合と中間 会合が開催され、2010年11月、横浜APEC の際の日・ペルー首脳会談において、両首脳 がEPAの交渉完了に関する共同声明に署名 した。2011年5月には、松本外務大臣とフェ レイロス通商観光相が協定へ署名した。

## ヷ 交渉中などの協定(韓国、GCC、オース トラリア)

#### (ア)韓国

日本の隣国であり、貿易・投資を含む経済 の相互依存関係が強い韓国とのEPAは、両 国に安定的な経済枠組みを提供し、将来にわ たり両国に利益をもたらすとの考えに基づ き、2003年12月に交渉を開始した。その後、 双方の立場の違いから、2004年11月以降、 交渉が中断しているが、交渉再開に向け、こ れまで以下のとおり様々な協議等を行った。

2008年4月の日韓首脳会談で日韓EPAの 重要性について一致し、同年及び2009年に、 交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のため の実務協議を4回開催した。2010年5月の日 韓首脳会談では、交渉再開に向けたハイレベ ルの事前協議を行うことで一致し、同年9月 及び2011年5月に局長級の事前協議を行っ た。2011年10月に韓国を訪問した際、野田 総理大臣から、可能な限り早期に日韓EPA 交渉再開に合意したいと述べ、日韓双方で交 渉再開に必要な実務的作業を本格的に行うこ とで一致した。

#### (イ)湾岸協力理事会(GCC<sup>1</sup>)

日本に対する原油供給国として極めて重要 な位置を占めるGCC諸国との間で、より一 層の経済関係強化を図る観点から、2006年9 月にFTA交渉を開始した。2009年以降、 GCC側の都合で交渉は延期されてきたが、 2011年9月に第2回日GCC戦略対話が開催さ れ、交渉の早期再開に原則合意した。

#### (ウ) オーストラリア

エネルギーや食料の主要な供給国という経 済面のみならず、政治・安全保障の面でも密 接な関係にあるオーストラリアとは、同国か らの強い要望を踏まえ、2007年4月にEPA 交渉を開始し、2011年12月までに13回の交 渉会合を行った。

#### 💶 共同研究など

#### (ア) モンゴル

2010年、石炭や銅など鉱物資源の豊富な モンゴルとの間でEPA官民共同研究を立ち 上げ、同年6月及び11月に共同研究会合を開 催した。2011年3月に共同研究が終了し、両 国首脳に対しEPA交渉の早期開始を提言す る報告書を公表した。

#### (イ) 日中韓

2003年以降、日中韓FTAに関する民間研 **究が行われていたが、2009年10月の日中韓** 首脳会議を受け、政府関係者の参加を含む産 官学共同研究が立ち上げられることとなっ た。2010年5月から2011年12月までに7回 の会合が開催され、第7回会合では、共同研 究を完了した旨の共同声明を発表した。共同 研究においては、日中韓FTAが三国間の貿 易・投資を促進するのみならず、幅広い三国 間協力を発展させること、さらには、アジア 太平洋地域における経済統合プロセスの進展 にも寄与するとの認識で一致した。

#### (ウ) 欧州連合 (EU)

2010年4月の日・EU定期首脳協議で設置された合同ハイレベルグループによる「共同検討作業」を踏まえ、2011年5月の日・EU定期首脳協議で、日EU・EPAの交渉のためのプロセスを開始することが合意された。現在、日本政府と欧州委員会は、交渉の範囲等を定める予備交渉(スコーピング作業)を行っており、EPA交渉の早期開始に向けた作業を続けている。

#### (エ) カナダ

2007年10月に終了した全般的な日加経済関係についての「日加経済枠組み共同研究」

は、日加両国は自由貿易協定の可能性を再検 討すると結論した。2010年11月の日加首脳 会談において、日加間の経済連携へ前向きに 対処していくことで一致したことを受け、 2011年3月、日加間のEPAの可能性に関す る共同研究を開始し、同年中に3回の共同研 究会合を開催した。同年12月の日加首脳電 話会談では、野田総理大臣から、2012年1月 に次回共同研究会合を開催して、共同研究報 告書を完成させ、交渉を開始できるよう取り 組んでいきたい旨述べたのに対し、ハーパー 首相はこれを歓迎した。

#### (オ) コロンビア

2011年9月の日・コロンビア首脳会談で EPA共同研究の立ち上げについて一致し、 11月に共同研究の第1回会合を実施した。

#### EPA・FTA交渉等の現状 2003年 2004年 2005年 2006年 2007年 2008年 2009年 2010年 2011年 9月 交渉再開に向けた局長級事前 第2回局長級事前協議 12月 交渉開始 10月野田総理訪韓 (交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行うことで一致) 12月李明博大統領訪日 2004年11月 **交渉中断** 12月日韓ハイレベル経済協議 韓国 (次官級) 交渉 交渉中断中 3月 第4回 中間会 5月 準備会合 9月 交渉開始 9月 第2回 日・GCC戦略対話 (於:ニューヨーク) 交渉の早期再開に原則合意 GCC 交渉 11月 前原外務大臣訪豪 11月 日豪首脳会談 11月 共同研究開始 4月 交渉開始 12月第13回交渉会合 オーストラリア 5月 共同研究開始 5月 日中韓サミット (11年中の研究終了を目指す) 日山韓 12月 共同研究終了 6月 共同研究開始 玄葉国家戦略担当大臣 モンゴル訪問 3月 共同研究終了 モンゴル 5月 日・EU首脳協議 交渉のためのプロセス開始につき合意 9月 日・EU首脳会議 (於:ニューヨーク) 交渉のためのプロセス 4月 日・EU定期首脳協議 共同検討作業の開始で合意 EU 共同検討作業 3月「日加EPAの可能性に関する共同研究」 10月 日加経済枠組み共同研究 12月日加首脳電話会談 共同研究 東アジア包括的 経済連携構想 (CEPEA) (ASEAN+6) ASEAN関連経済大臣会合にて 9月 作業部会で政府間での議論 開始 10月東アジアサミット/ ASEAN+3首脳会議作業の 日中共同提案「EAFTA及びCEPEA構築を加速化させるためのイニシアティブ」を 歓迎、意見交換 東アジア自由 貿易圏構想 進展を歓迎 政府間での議論 (ASEAN+3) 共同研究 9月 日・コロンビア首脳会談 共同研究の立ち上げについて一致 コロンドア 11月 共同研究開始

#### **二** 広域経済連携

#### (ア) 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定

TPP協定は、現在、シンガポール、ニュー ジーランド、チリ、ブルネイ、米国、オース トラリア、ペルー、ベトナム及びマレーシア の9か国で交渉中のFTAである。

2010年11月に決定した「包括的経済連携 に関する基本方針 | において、TPP協定に ついては、情報収集を進めながら対応してい く必要があり、国内の環境整備を早急に進め るとともに、関係国との協議を開始すること を決定し、情報収集を開始した。2011年11 月には、野田総理大臣は記者会見で、TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入ると述 べ、同月12日から13日にホノルル(米国) で開催されたAPEC首脳会議の際に、その 旨を関係国に伝えた。TPPについては、交 渉参加に向けた協議を通じて、関係国が日本 に求めるものについて更なる情報収集に努 め、十分な国民的な議論を経た上で、あくま で国益の視点に立って、結論を得ていく。

## (イ)東アジア自由貿易圏(EAFTA)構想、東 アジア包括的経済連携(CEPEA)構想

ASEAN諸国と日中韓の計13か国による EAFTA (ASEAN+3) 構想及びこれらに オーストラリア、ニュージーランド、インド を加えた16か国によるCEPEA (ASEAN+6) 構想については、2010年から政府レベルで、 4分野(原産地規則、関税品目表、税関手続、 経済協力)について作業部会での検討を開始 した。その後、2011年8月のASEAN関連経 済大臣会合において、日中両国が上記既存の 四つの作業部会に加えて、新規に物品貿易、

#### アジア太平洋における広域経済連携



日本の提案により民間研究開始 •07年6月 東アジアラ脳会議(EAS)の結果を踏まえ、政府間での協議を開始。ASEAN+3と共通で四つのワーキンググループを立ち上げ(当初はASEAN ・09年10月 のみで議論) ・10年9月 ASEANIC設けられたWGにおける議論を対話国も交えて開始。
・10年10月 EASにおいて、WGの作業が進められていること を歓迎

東アジア包括的経済連携構想

(Comprehensive Economic Partnership in East Asia (CEPEA))

·ジーランド)】

ASEAN+6(日、中、韓、印、豪

ASEAN関連経済大臣会合にて、日中共同提案 「EAFTA及びCEPEA構築を加速化させるためのイニシアティブ」を歓迎、意見交換。 ASEAN関連首脳会議において、日中共同提案を ・11年8月 ・11年11月 踏まえ、新たな作業部会を設置する方向となった。

アジア太平洋自由貿易圏構想 (Free Trade Area of the Asia-Pacific (FTAAP)) カナダ メキシコ ペル 台湾 ロシア パプア 等 ・06年11月 APEC首脳会議(於:ハノイ)にてFTAAPの研究 ・09年11月 APEC首脳会議(於:シンガポール)にてFTAAP への道筋を探究することに合意。 ・10年6月 APEC貿易担当大臣会合において、FTAAPへ の道筋について、11月に横浜で首脳に報告する ことを確認。 ・10年11月 APEC首脳宣言「横浜ビジョン」でFTAAPの実現に向けて具体的な手段をとることを宣言。

# 環太平洋パートナーシップ協定 (Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement)

・02年 ニュージーランドが、シンガポール、ブルネイ、チリで交渉開始。

上記4か国間において、いわゆるP4協定が発効。 投資・金融サービス交渉に、米国も参加。 ·06年

・11年11月 ASEAN関連首脳会議において、日中共同提案を 踏まえ、新たな作業部会を設置する方向となった。

・08年3月

・08年9月 米国が、包括的参加のための交渉立ち上げを発表 ・08年11月 オーストラリア及びペルーが、交渉参加を表明。

・11年11月 APECの首脳会議際に交渉参加国が首脳会合を開催し、「TPPの輪郭」を発表。日本は交渉参加に向けて関係国との

協議に入る旨を表明。 ・11年12月 第10回交渉会合開催 米国

-ストラリア

ベトナム

マレーシア

(\*

第3章

サービス貿易、投資の三つの作業部会を設立することを共同提案したことを踏まえ、2011年11月のASEAN関連首脳会議において3作業部会を設立することで一致した。

#### (ウ) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP)

FTAAPは、APEC参加国・地域間の自由 貿易圏であり、APECなどで議論されている 構想である。2010年11月のAPEC首脳会議 において、FTAAPについては、ASEAN+3、ASEAN+6、TPP協定などの現在進行している地域的な取組を基礎として、更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求されるべきであり、その実現に向けて具体的措置をとっていくことで一致した。日本としては、FTAAPの実現に向けて、様々な道があることを踏まえ、TPP交渉参加に向けて関係国との協議だけではなく、ASEAN+3、ASEAN+6を基礎にした経済連携の枠組み作り等にも、先頭に立って積極的に貢献することとしている。

#### 分 発効済みの協定

発効済みのEPAには、協定の実施の在り 方について協議する合同委員会や分野ごとの 各種小委員会に関する規定や、発効から一定 期間を経た後に協定の一部又は全体の見直し を行う規定があり、発効済みのEPAの活用 を促進するために様々な協議が続けられてい る。例えば、日・メキシコEPAは2008年か ら再協議が行われ、2011年9月には市場アク セスの更なる改善等を定める改正議定書が署 名された。

#### 1 人の移動

「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、国家戦略担当大臣の下に設置された「人の移動に関する検討グループ」(副大臣会合)において、看護師・介護福祉士候補者を始めとする海外からの人の移動に関する課題にどう取り組むかについて検討を行い、2011年3月、2009年までに訪日した候補者を対象として、一定の条件の下で1年間の滞在期間延長を認める閣議決定を行った。また、2011年6月には「経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等に関する基本的な方針」を策定した。

2008年にインドネシアから、2009年にフィリピンからEPAに基づき看護師・介護福祉士候補者の受入れを行っており、これまで1,360名が訪日しているが、2010年の看護師国家試験では合格者3名、2011年看護師国家試験では合格者16名であった。こうした背景の下、政府は、2010年に国家試験に向けた学習支援を強化し、2011年から訪日前日本語研修の実施、国家試験での平易な日本語への置き換え等の用語の見直し、帰国後の支援や再チャレンジ支援(模擬試験、遠隔学習)など様々な受入れ改善のための措置を実施してきている。

2011年10月31日の日・ベトナム首脳会談では、今後二国間で詳細を定める枠組みに基づき、新たに看護師・介護福祉士候補者をベトナムから受け入れることを決定した。

## (2) インフラ海外展開

日本が経済成長を維持・増進していくため には、海外の経済成長を日本の成長につなげ るよう、海外市場の開拓を積極的に進めてい くことが不可欠である。2010年6月に閣議決 定された「新成長戦略~「元気な日本」復活 のシナリオ~ | は、経済成長に特に貢献度が 高いと考えられる国家戦略プロジェクトの一 つとして、「パッケージ型インフラ海外展 開<sup>2</sup> の推進を挙げている。また、東日本大 震災後に閣議決定された「日本再生のための 戦略に向けて」、「政策推進の全体像」(いず れも2011年8月)及び「日本再生の基本戦略 ~危機の克服とフロンティアへの挑戦~」 (2011年12月) も、インフラ海外展開の推 進・拡充を明記した。

これらの動きも踏まえて、政府内において 「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会 合」が開催されている。この閣僚会合では、 世界のインフラ需要を踏まえ、新幹線・都市 交通、水、エネルギーなどの重点分野を中心 に、高い技術水準を有する日本のインフラ整 備支援をパッケージとして海外展開していく ための議論が重ねられた。2011年には「石 炭火力発電」、「インドネシア」、「資源(レア メタル・レアアース)」、「ASEAN連結性」 及び「インド」をテーマに5回の会合が行わ れた。また、総理大臣を始め各省政務レベル によるトップセールスの積極的な推進はもと より、国際協力機構(IICA)海外投融資の 再開(2011年3月)、日本貿易保険(NEXI) による貿易保険強化(2011年4月)、国際協 力銀行 (IBIC) の機能強化及び日本政策金

融公庫からの分離(2011年5月)、これまで 対象としていなかった国・分野に対する戦略 的かつ例外的な円借款の活用(2011年8月) など、政府が一体となり、オールジャパンで 民間企業のインフラ海外展開を推進する体制 の整備・強化が進められている。

外務省は、インフラプロジェクトに関する 情報の収集・集約を行うとともに、JBIC、 JICA、日本貿易振興機構(JETRO)などの 海外事務所や現地商工会などとの連絡・調整 を行う際の窓口となるなどインフラ海外展開 に向けた支援を担当する「インフラプロジェ クト専門官」を重点国の在外公館(海外にあ る日本の大使館、総領事館など)に指名し、 在外公館のインフラ海外展開支援体制を拡充 した(2011年12月現在、49か国57公館122 名)。また、各国の事情を的確に把握し、そ れぞれの需要に応じたインフラの展開を進め るべく、各地域別の大使会議の場などを利用 し、情報や問題意識の共有を図っている。

このような官民連携、省庁横断的な取組の 結果として、英国における高速鉄道案件の日 本企業を中心とするグループの契約交渉再開 (2011年3月)、トルコにおける日本企業によ る通信放送衛星案件(同じく3月)やイズ ミット大橋建設案件(同年8月)、インドネ シアにおける高効率石炭火力発電案件の日本 企業を中心とするグループによる受注(同年 10月)といった具体的な成果が出てきてお り、引き続き海外におけるインフラ需要を踏 まえつつ、インフラ海外展開を積極的に推進 していくこととしている。

<sup>2 「</sup>新成長戦略」において、「パッケージ型インフラ海外展開」として官民連携によるインフラ事業展開を推進している。アジアを中心とするイン フラ需要に対して、民間企業の取組を支援し、日本企業が電力、鉄道、水、道路事業などの海外でのインフラ整備をめぐり、施設建設などのハー ドインフラだけでなく、その事業運営に必要な設備・技術の移転、管理運営に関する人材育成などのソフトインフラ整備まで、パッケージ型で 支援する考え方。

### (3) 経済安全保障

#### **ア**エネルギー・鉱物資源

近年、エネルギー及び鉱物資源の価格は、新興国等のエネルギー需要の増加と獲得競争の激化や、資源供給国における資源ナショナリズムの台頭により歴史的に高騰している。また、2011年は、中東・北アフリカ情勢の流動化も受けて、一時下落していた原油価格が再度高騰し、5月には110米ドル超を記録した。レアアース価格も同様に大幅に高騰した。

また、東日本大震災及び福島第一原子力発 電所の事故を受けて、天然ガスが当面の主要

日本の原油輸入元(2011年) 中東への依存度は約89.2% インドネシア(86 2%) -その他 165(4%) イラク(120 3%) -オマーン 121 (3%) -ロシア サウジアラビア 264 (7%) 1,104 (30%)合計 クウェート 3,711千 301 (8%) バレル/日 335 首長国連邦 (10%) カタール (UAE) 757 (12%)(20%) (単位:千バレル/日、シェア%) (注) サウジアラビア、クウェートは分割地帯からの輸入量をそれ ぞれ50%含む。 (出典:石油連盟「石油資料月報 | 2011年12月) な代替発電燃料の一つとなり、2011年の日本の液化天然ガス(LNG)輸入は、前年比で輸入量が12%、平均輸入価格が22%増加した。政府内では、震災を受けて「エネルギー基本計画」の白紙からの見直しが行われており、今後のエネルギー政策の方向性として、化石燃料の安定供給体制の一層の強化や、低炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進等が示されている。

このような国内外の状況を受け、化石燃料や鉱物資源の安定供給確保、再生可能エネルギーの推進、そのための技術革新を通じたグリーン成長や低炭素社会化の基礎づくりが重要な外交課題となっている。その実現に向けて、資源国・地域との関係強化や供給源の多様化、多国間の国際的な連携・協調等、様々な外交努力を行っている。

#### (ア) エネルギー・鉱物資源の安定供給確保

a 資源産出国との多層的な協力関係の強化、 供給元の多角化及び輸送路の安全確保

エネルギー・鉱物資源の安定供給を確保するために、日本は、官民双方から資源産出国に対する日常的・多面的な働きかけ、首脳及び閣僚レベルの往来、ODAとの連携等を通



3 2008年に過去最高値(1バレル当たり147.27米ドル)を記録し、2009年には世界的な景気低迷を受け一時30米ドル台半ばまで下落していたが、100ドル近くまで再び上昇(いずれもWTI価格。(ニューヨーク商業取引市場の石油指標銘柄であるウエスト・テキサス・インターミディエートの略。北海ブレント、ドバイとともに世界的な指標原油の一つ))。

じて、産出国との多層的な協力関係の強化に 取り組むとともに、資源・エネルギー供給元 の多角化も図っている。例えば、協力関係強 化のために、日本の主要なエネルギー供給地 域である中東等、資源産出国・地域の安定な どの環境整備に努めている。また、供給元多 角化のためには、オーストラリアやロシア等 の石油・天然ガス開発・生産や、ベトナムや インドなどにおけるレアアース開発のための 官民一体の取組等を行っている。また、原油 総輸入量の約9割が通過する中東から日本ま での海上輸送路や、ソマリア沖・アデン湾な ど、国際的に重要な海上輸送路において、近 年、海賊事案が多発していることから、航行 の安全確保が重要な課題となっている。日本 は沿岸各国に対し、海賊の取締能力の向上や、 関係国間での情報共有を通じた協力や航行施



設の整備を行うほか、ソマリア沖・アデン湾 へ自衛隊を派遣して世界の商船の護衛活動を 実施するなど、様々な取組を行っている。

## b 資源・エネルギーの安定供給に向けた国 際的な連携・協力の推進

原油価格の安定化に向けた良好な市場環境 形成のための国際的な連携・協力として、2 月にサウジアラビアで開催された国際エネル ギー・フォーラム (IEF) 20周年記念特別閣 僚級会合では、IEFを通じた産油国と消費国 の対話 (産消対話) の構造を一層強化するた めのIEF憲章が採択された。日本は同憲章の 作成に積極的に参加し、産消対話の強化を通 じたエネルギー市場の安定化とそのための IEF事務局機能の拡充に貢献した。

エネルギーの安定的供給に向けた国際的な 連携・協力については、IEAが、リビア情勢 の緊迫化による石油供給の途絶の可能性に備 え、6月、1974年のIEA設立以降2回しか例 がなかった 4 加盟国による協調行動として、 6.000万バレルの石油備蓄の緊急共同放出を 決定し、日本も約790万バレルの石油備蓄を 放出した。また、10月に開催された第23回 IEA閣僚理事会では、日本からも関係閣僚が 出席し、緊急時対応における中国・インド等 IEA非加盟国との間で、協力推進の重要性を 確認した。

また、有限な資源・エネルギーの適切な開 発・利用に関する「採取産業透明性イニシア ティブ (EITI)」<sup>5</sup>に対し、日本は、2011年に 初めてEITIマルチドナー信託基金<sup>6</sup>に対す る拠出を実施し、5月のG8ドーヴィル・サ ミットと11月のG20カンヌ・サミットでも

- 4 過去2回は、1991年の湾岸戦争及び2005年の米国南部でのハリケーン・リタ及びカトリーナによる被害への対応。
- 5 石油・ガス・鉱物資源等の開発に関わる採取産業から、資源産出国政府への資金の流れを高めることを通じて、成長と貧困削減につながる責任 ある資源開発を促進する多国間協力の枠組み
- 2004年に、資源国のEITI推進に向けたプロジェクトを支援するため、英国国際開発省(DFID)と世銀の協定締結により発足。主な拠出国は、米 国、オーストラリア、英国、スペイン等の12か国及びEC。

#### 主要各国におけるエネルギー輸入依存度(2009年)

(単位:%)

(											
	全一次 エネルギー	石油	石炭	天然ガス							
イタリア	83.6	92.7	99.6	89.7							
韓国	80.7	99.2	98.2	98.6							
日本	80.1	99.6	100.0	95.7							
ドイツ	60.1	96.3	36.2	85.5							
フランス	49.5	98.6	99.2	98.0							
英国	19.2	_	64.1	31.2							
米国	22.0	57.9	_	10.4							
インド	25.7	80.9	14.4	21.3							
カナダ	_	_	_	_							
中国	7.6	50.3	_	4.9							
ロシア	_	_	_								

注:一次エネルギーに含まれる原子力については、IEAの統計では 国産エネルギーとして換算されている。

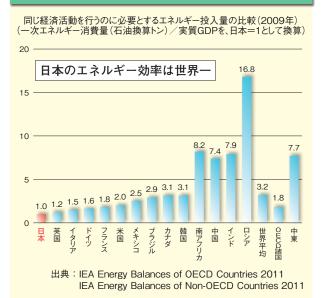
出典: IEA Energy Balances of OECD Countries 2011 IEA Energy Balances of NON-OECD Countries 2011

その重要性が再確認された。さらに、エネルギー原料・産品の貿易の自由化、通過の促進、エネルギー関連投資の促進・保護などについて規定するエネルギー憲章条約(ECT)についても、日本は、アジア地域における締結国拡大に向けて働きかけを行うなど、積極的な取組を行った。

#### (イ) グリーン成長及び低炭素社会化への取組

日本は、国際的な課題である環境・気候変動問題に以前から対応してきたのに加え、東日本大震災以降、エネルギー政策の見直しを行っており、再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力、海洋利用等)・省エネ等の推進を通じて、開発途上国を始め国際社会におけるグリーン成長プの実現や低炭素社会の促進に向けた貢献を行っている。具体的には、国際的枠組みを通じて、グリーン成長を実現するための様々な手法・経験を共有している。例えば、4月の第1回総会を経て本格的に活動を開始したIRENAにおいて、加盟国である日本は理事国に選出され、議論に積極的に参加したほか、総会に

#### GDP当たりのエネルギー消費量の各国比較(2009年)

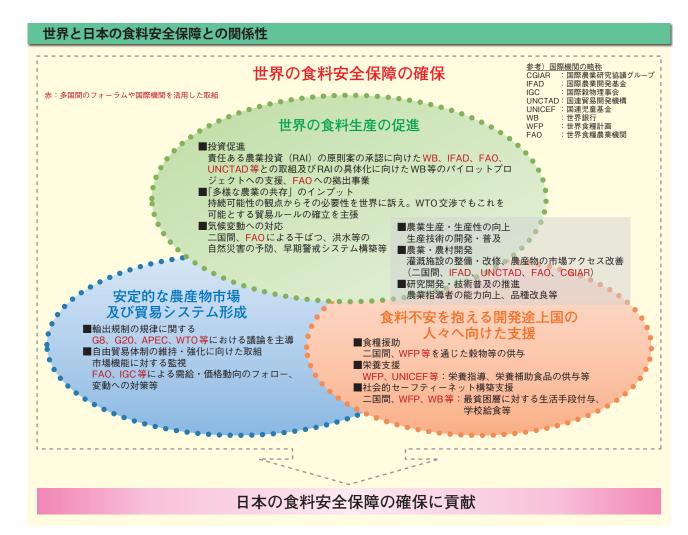


先立つ2月に東京で国際ワークショップを開催し、同機関への各国の参加を促進した。また、ODAを通じて、開発途上国に対し、グリーン成長のための総合戦略の策定、日本の再生可能エネルギー・省エネ関連技術や、これらに伴うシステムの導入等を支援している(詳細については、第3章第2節1(2)「日本の経済成長にも資するODA」及び(3)「気候変動」参照)。

#### **1** 食料安全保障

世界の人口は2050年までに93億人に達すると見込まれ、食料生産を現在の水準から70%増大させる必要があると推測されている。食料供給の多くを輸入に依存している日本にとっては、国内の生産増大を図るとともに、世界の食料生産を促進する等により世界の食料安全保障を強化し、価格の安定を図ることが必要である。また、貿易を通じた食料安全保障の達成のために、安定した農産物市場及び貿易システムを形成する必要がある。

世界では約10億人が栄養不足に苦しんで おり、FAOは、飢餓の水準を1990年から



2015年までに半減させるとのミレニアム開 発目標(MDGs)の達成は、厳しい状況にあ ると公表している。2010年夏頃から高騰し た国際穀物価格は下落傾向にあるものの、依 然として高い水準にあり、このことが現在の 食料不安の一因になっている。食料不安に苦 しむ開発途上国の人々の窮状を緩和し、 MDGsの達成に貢献することは引き続き日本 を始めとする国際社会の責務である。

## (ア)食料安全保障に関する国際的枠組みにお ける協力

2009年7月のG8ラクイラ・サミットにお いて、開発途上国主導の農業開発を実現する ために、27か国及び関係国際機関が署名し た「世界の食料安全保障に関するラクイラ共 同声明」に基づき、日本は、2010年から 2012年までの3年間で、インフラを含む農業

関連分野において少なくとも30億米ドルの 支援を行うことを表明し、着実に実施してい る。また、日本は11月のG20カンヌ・サミッ トに至る、農業生産及び生産性の向上、市場 情報及び市場透明性の向上等の議論で主導的 な役割を果たした。G20は、9月、農産物市 場の透明性強化に向けた取組として、「農業 市場情報システム(AMIS)」を創設する等 の取組を進めた。カンヌ・サミットで、野田 総理大臣は、日本は、2003年にASEAN地 域で食料の需給情報の分析等を目的に設立さ れた「ASEAN食料安全保障情報システム (AFSIS) | で得た知見や、AFSIS参加国と のネットワーク、「ASEAN+3緊急米備蓄 (APTERR)」等の取組を通じ、世界の食料 安全保障の確保に貢献している。

# (イ)「責任ある農業投資(RAI)」の促進に向けた日本の取組

開発途上国に対する国際農業投資が過熱し、 不適切な投資が行われることが、世界の食料 安全保障に負の影響を与え得る。これを緩和 し、投資の増大によって世界全体の農業開発 を推し進めるとの考えから、日本は、投資国、 被投資国、現地の人々の三者の利益を調和し 最大化するRAIを促進するための行動原則及 び国際的枠組みの策定の具体化を提唱し、 2010年4月に、「責任ある農業投資に関する ラウンドテーブル | を米国等と共催したこと を始め、取組を進めてきた。2010年のAPEC 食料安全保障担当大臣会合における「APEC の食料安全保障における新潟宣言 | や、G20 カンヌ・サミット最終宣言等にも、「責任あ る農業投資のための原則(PRAI)」を支持す る内容が盛り込まれるなど、RAIに対する国 際的な支持が着実に広まりつつある。また、 日本が拠出している世界銀行の開発・政策人 材育成基金(PHRD基金)を通じて、RAIの 具体化に向けた試験的事業を支援している。

#### ウ 漁業(マグロ・捕鯨問題など)

世界的な人口増加と食料不足の到来が予想される中、水産資源の持続可能な利用は、これまで以上に重要になっている。日本は世界有数の漁業国、水産物の消費国として、国際的な水産資源の適切な保存管理及びその持続可能な利用のための協力に、積極的な役割を果たしている。

マグロ類は、広い海域を回遊するため、地域漁業管理機関を通じて資源の保存管理が行われているが、一部のマグロ類は資源の減少

が深刻になっている。日本は、マグロ類の漁業国であると同時に輸入国として、マグロ類資源の保存管理措置の強化に向けた議論を主導している。例えば大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)は、新たにキハダの漁獲可能量を設定したほか、ICCATのルールに反する漁獲物の流通防止をより確実にするため、クロマグロの漁獲証明書の電子化等について作業を推進していくことを決定した。

捕鯨については、6月の第63回国際捕鯨委員会(IWC)年次会合(於:ジャージー島(英国領チャネル諸島))において、シー・シェパード<sup>8</sup>による日本の鯨類捕獲調査船に対する妨害行為に関して、「海上の安全に関する決議」が採択され、また、IWCの機能改善に向けた「IWCの将来」に関する対話を継続する旨が議長報告書に記載された。日本は、鯨類を含めた水産資源の科学的根拠に基づいた持続可能な利用を図るべきとの立場から、IWCの機能改善に向けても引き続き取り組んでいく方針である。

#### ■ 海洋(大陸棚)

国土面積が小さく天然資源の乏しい島国である日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵されている海底資源は重要である。日本は、海洋における権益を確保するため、2008年11月、国連海洋法条約9の規定に従って、総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部会合の決定に基づき、大陸棚限界委員会(CLCS)に対し200海里を超える大陸棚の延長申請を行った。2009年9月、CLCSは日本の申請を審査する小委員会を設置し、以降、審査が続いている。

<sup>8</sup> 米国に本部を置く、環境保護団体。

<sup>9</sup> 海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)では、沿岸国の領海を越えて200海里までの区域の海底などをその大陸棚と定めるとともに、大陸棚縁辺部が200海里を超えて延びている場合には、海底の地形・地質などが一定の条件を満たせば、沿岸国は200海里を越える大陸棚を設定できるとしている(1海里は1,852メートル)。

## (4) 原発事故に伴う各国の輸入規制措置等への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、 外国においては日本からの輸入品に対する不 安が生じ、放射能検査証明書や産地証明書等 の添付要求や、通関の際の放射能検査の実施、 日本からの輸入の禁止など、検査や規制等の 措置が強化される動きが広がった。また、震 災直後は訪日外国旅行者数が落ち込み、ビ ジット・ジャパン事業15重点市場国・地域<sup>10</sup> のうち、インド以外の14の国・地域において 日本に対する渡航制限措置がとられた。

こうした状況を踏まえ、外務省では在外公 館等を通じて、各国・地域においてとられた 措置に関する情報を収集するとともに、透明 性をもって国際社会に対して情報を発信する ため、国内関係府省庁等とも連携し、情報共 有を図りながら、行き過ぎた措置をとる国に 対する働きかけを実施してきた。

具体的な取組として、特に日本産品に対す る輸入規制に関し、日本の出荷制限よりも広 範な規制をとっている国・地域に対して、対 象地域・品目の見直しを働きかけている。ま た、放射線検査証明書提出の要求に対して は、産地証明書による代替等を申し入れてい る。不当な措置がとられないよう、在外公館 を通じて行うとともに、二国間会談や国際会 議等の機会に政治レベルでも積極的に行って いる。また、東京で、関係府省庁の参加も得 て、各国外交団や外国プレス、外資系企業に 対する説明を実施しているほか、在外公館に おいても、関係当局や報道関係者に加え産業 界や相手国国民に対し、東京電力福島第一原 子力発電所の現状や日本における農産品の検 査体制、放射性物質のモニタリング状況、出 荷制限に関する情報、日本企業の生産能力の



在外公館等を活用した日本ブランドPR事業における、海外産業界向け 説明会の様子(中国・広州)

復旧状況、被災地の復旧・復興状況等につい て、積極的な情報発信を行った。

さらに、在外公館を活用した「地方の魅力 発信プロジェクト」の一環として、在外公館 を通じて日本産品に関するPR・説明会を開 催し、地方自治体や民間企業とも連携しなが ら、現地のビジネス関係者やプレス等を対象 に日本の現状や食産品に関するPR・説明を 行っている。また、日本から派遣した専門家 による規制当局者などへの直接の働きかけ等 を実施するなど、あらゆる機会を捉えて日本 産品の魅力についてPR・説明を行っている。

こうした情報発信や働きかけの結果、渡航 制限措置については、これまでに措置をとっ た全てのビジット・ジャパン事業15重点市 場国・地域で、措置の内容が緩和され、訪日 外国人旅行者数が震災直後の落ち込みから回 復しつつある。

日本産品に対してとられた輸入規制措置に ついては、例えば6月13日にカナダが世界に 先駆けて規制を解除し、また、中国で11月 24日に輸入に必要な証明書の様式が合意さ れ食品・農産品の輸入が一部再開された。そ

第3章

のほか、EUが2012年1月1日以降の規制対象地域から長野県を除外することが決定されるなど、規制緩和の動きも見られ、規制対象地域や品目の縮小等一定の成果が出てきてい

る。しかし、依然として多くの国・地域において規制措置が続いており、引き続き粘り強い働きかけと輸出促進に取り組んでいく。

## 2 世界経済回復に向けた政策協調

世界経済は、2008年のリーマン・ショック を契機とした経済・金融危機を受け大きく停 滞したが、その後、各国で大規模な景気刺激 策や金融システム安定化・金融緩和等の危機 対応策が実施されたこともあり、2010年には 緩やかな回復基調に戻った。しかし、2011年 に入ると、先進国経済は、景気刺激策の効果 の減衰や5月のギリシャ債務危機の再燃を契 機とする欧州債務危機の拡大(第2章第4節 特集「欧州債務危機」参照)を背景として、 回復が鈍化している。また、回復のけん引役 であった新興国においても、物価上昇や金融 引締策の継続による内需の鈍化、先進国の景 気減速に伴う輸出の減少等により、成長が鈍 化しつつある。こうした中、日本やその他の 主要国は、世界経済の回復に向けて、G8、 G20、OECDなどの枠組みを通じた政策協調

を継続している。

東日本大震災から間もない5月のG8ドーヴィル・サミットでは、冒頭、大震災を受けた日本への深い同情と連携が示された。また、世界経済について、多くの首脳が、下方リスクとして、欧州の債務問題、石油・食料等の一次産品の価格変動、新興国の景気過熱等を指摘し、G20等の場も活用して対応を議論すべきとの見解を示した。菅総理大臣からは、大震災により日本経済は一時的に景気が落ち込むものの、サプライチェーン(供給者から消費者までの物の流れ)は夏までに9割以上が回復し、2011年後半には経済活動は復旧する見込みであること、財政健全化は着実に進める決意であること等を表明した。

夏以降、欧州債務危機が更に深刻化する中、11月に開催されたG20カンヌ・サミッ

#### 2011年のG8・G20サミット

- ① G8 ドーヴィル・サミット(5月26-27日、於:フランス)
  - ●日本から、菅総理大臣が出席。「首脳宣言」、「アラブの春に関するG8宣言」、「G8アフリカ共同宣言」等に合意。
  - ●G8(日本、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、EU)サミットに加え、エジプト・チュニジア首脳との対話(G8、エジプト、チュニジア、アラブ連盟、国際通貨基金(IMF)、世界銀行、国連)、さらにアフリカ首脳との対話(G8、アルジェリア、エジプト、ナイジェリア(代理)、セネガル、南アフリカ(代理)、エチオピア、ニジェール、ギニア、コートジボワール、AU委員長、IMF、世界銀行、国連)を開催。
  - ●震災後の日本に対しG8としての連帯が示されるとともに、世界経済・貿易や原発事故を受けて原子力安全について議論。また、中東・北アフリカの歴史的な変革を歓迎し、G8としてその努力を支援していくことを確認。支援のための「ドーヴィル・パートナーシップ」を立ち上げ。アフリカとの対話、北朝鮮を含む政治問題、インターネット、気候変動などを議論。
- ② G20 カンヌ・サミット (11月3-4日、於:フランス)
  - ●日本から、野田総理大臣が出席。「首脳コミュニケ」、「成長と雇用のためのアクション・プラン」、「最終宣言」等に合意。
  - ●参加国・機関は、G20(日本、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア、EU、中国、インド、ブラジル、南アフリカ、韓国、オーストラリア、メキシコ、インドネシア、サウジアラビア、トルコ、アルゼンチン)、スペイン、アラブ首長国連邦(GCC議長国)、エチオピア(NEPAD運営委員会議長国)、赤道ギニア(AU議長国)、シンガポール、国際連合、IMF、世界銀行、金融安定理事会(FSB)、経済協力開発機構(OECD)、世界貿易機関(WTO)、国際労働機関(ILO)、アフリカ連合委員会(AUC)。
  - ●欧州債務危機を含む世界経済につき議論を行い、世界経済が「強固で持続可能かつ均衡ある成長」を遂げるために、短期的に 現下の課題に取り組みつつ、中長期的にリバランスを進めるべきとの認識で一致。このほか、食料安全保障、インフラ、開発 資金の確保を中心とする開発や、保護主義の抑止、WTOへの取組等を含む貿易の問題、さらには金融規制、グローバル・ガ バナンス、農業、エネルギー、気候変動、腐敗等が議論された。

トでは、欧州債務危機について、多くの首脳 が、欧州首脳の政治的意志を歓迎するととも に、ギリシャ情勢に懸念を示し、10月の欧 州首脳の欧州債務危機に対する包括的戦略に 関する合意実施及びイタリアの財政健全化の 取組をIMFが四半期ごとに確認することを 歓迎した。また、世界経済が「強固で持続可 能かつ均衡ある成長」を遂げるためには、短 期的に現下の課題に取り組み、中長期的にリ バランス(外需から内需、公需から民需)を 進めるべきとの認識に基づき、「カンヌ・ア クションプラン」を策定した。さらに、世界 経済の現実を反映し、より安定的かつ健全な 国際通貨システムが必要であり、そのために 改革を継続すべき点で首脳の認識が一致した。 野田総理大臣は、欧州の合意を評価する一方、 合意の履行が重要であり、欧州の結束を前提 に、必要な協力を行うことを表明した。また、 野田総理大臣は、日本は震災からの復旧・復 興に全力で取り組んでいるが、歴史的な円高 が景気下ぶれのリスク要因であり、為替レー ト安定のための協力が重要と述べた。さらに、 財政健全化の決意を示し、消費税の段階的引 き上げを含む社会保障と税の一体改革成案を

#### 世界経済の現状と今後の見通し(GDP成長率)

		実績		IMF世界経済見通し(2011年9月)			OECD経済見通し(2011年11月)		
		2009	2010	2011	2012	2013	2011	2012	2013
世界全体		-0.7	5.1	4.0	4.0	4.5	n.a.	n.a.	n.a.
OECD全体		-3.8	3.1	n.a.	n.a.	n.a.	1.9	1.6	2.3
G8									
米国		-3.5	3.0	1.5	1.8	2.5	1.7	2.0	2.5
英国		-4.4	1.8	1.1	1.6	2.4	0.9	0.5	1.8
イタ	リア	-5.1	1.5	0.6	0.3	0.5	0.7	-0.5	0.5
カナ	-ダ	-2.8	3.2	2.1	1.9	2.5	2.2	1.9	2.5
ドイ	゚ヅ	-5.1	3.7	2.7	1.3	1.5	3.0	0.6	1.9
日本	<u> </u>	-5.5	4.4	-0.5	2.3	2.0	-0.3	2.0	1.6
フラ	シス	-2.7	1.5	1.7	1.4	1.9	1.6	0.3	1.4
ロシ	ア	-7.8	4.0	4.3	4.1	4.1	4.0	4.1	4.1
EU		-4.3	1.9	1.7	1.4	1.9	n.a.	n.a.	n.a.
ユーロ圏		-4.2	1.9	1.6	1.1	1.5	1.6	0.2	1.4
アジア・大	洋州								
イン	· ド	6.8	10.1	7.8	7.5	8.1	7.7	7.2	8.2
イン	ドネシア	4.6	6.1	6.4	6.3	6.7	6.3	6.1	6.5
オー	-ストラリア	1.4	2.7	1.8	3.3	3.4	1.8	4.0	3.2
韓国	]	0.3	6.2	3.9	4.4	4.2	3.7	3.8	4.3
中国	]	9.2	10.3	9.5	9.0	9.5	9.3	8.5	9.5
中南米									
アル	ゼンチン	0.8	9.2	8.0	4.6	4.2	n.a.	n.a.	n.a.
メキ	シコ	-6.2	5.4	3.8	3.6	3.7	4.0	3.3	3.6
ブラ	ジル	-0.3	7.5	3.8	3.6	4.2	3.4	3.2	3.9
中東・アフリカ									
サウ	ジアラビア	0.1	4.1	6.5	3.6	4.4	n.a.	n.a.	n.a.
トル	/ J	-4.8	8.9	6.6	2.2	3.4	7.4	3.0	4.5
南ア	7フリカ	-1.7	2.8	3.4	3.6	4.0	3.2	3.6	4.7

<sup>(</sup>注1)「実績」は、IMF統計、OECD統計及び各国統計に基づく。 (注2)OECDの2012年及び2013年は、基準シナリオの見通し("muddling-through projection")を記載。別途、代替シナリオに基づく見通し も示されている。

第3章

具体化し、これを実現するための所要の法律 案を2011年度内に提出すること、「日本再生 のための戦略 | をまとめ、経済成長と財政健 全化を車の両輪として進めていくことを説明 した。新興国については、流動性供給を維持 し、危機の波及を防ぐため、IMFの融資制度 や地域的枠組みによる対応が必要と述べた。 このほか、開発については、G20が食料安全 保障、インフラ及び開発資金の問題に取り組 むことで合意した。さらに、貿易については、 保護主義を抑止する決意を改めて確認し、 WTOドーハ・ラウンド交渉を少しでも前進 させるための「新たなアプローチ」について 議論していくことを合意した。このほか、金 融規制、グローバル・ガバナンス、農業、エ ネルギー、気候変動、腐敗等幅広い議題につ

いて様々な議論が行われた。

OECDに関しては、5月にパリで開催されたOECD閣僚理事会で、グリーン成長、イノベーション及び技能向上、貿易等を通じた成長・雇用政策の在り方について議論が行われるとともに、設立50周年を迎えたOECDの今後の方向性を示す「構想声明」(ヴィジョン・ステートメント)が採択された。この会合には、菅総理大臣が日本の総理大臣としては初めて参加し、その基調演説で、震災からの復旧・復興及び新たな世界的課題に対しOECDと協力して立ち向かうと表明した。

日本は、このようにG8、G20、OECDなどの国際的枠組みの主要メンバーとして、重要な役割を果たしており、今後も積極的に貢献していく方針である。

## 3 国際経済分野の法秩序

## (1) 多角的自由貿易体制の強化

## 7 多角的自由貿易体制と日本

戦後日本の経済発展は、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)/WTOを中心とする 多角的自由貿易体制に支えられてきたところ が大きい。これまで、GATT体制の下での多 角的貿易交渉(ラウンド)を通じて各国の関 税が引き下げられ、ウルグアイ・ラウンドの妥 結により1995年に設立されたWTOでは、規 律の対象分野の拡大や各国の貿易政策の監視、 紛争処理機能の強化等がなされた。世界経済 の不安定さが増す中、保護主義を抑止し、自由貿易体制を維持する上でWTOが果たす役割はますます重要になっている。特に保護主義の抑止に関しては、12月に開催されたWTO第8回定例閣僚会議(MC8)において、G20カンヌ・サミット及びAPECホノルル首脳会議(於:米国)での合意を踏まえ、政治的メッセージ<sup>11</sup>が全加盟国の合意を得て発出された。また、同閣僚会議では、ロシア等のWTO加盟が決定された<sup>12</sup>。世界第11位の経済力を有す

- 11 保護主義抑止に関し、11月に開催されたG20カンヌ・サミットにおいて、新たな輸出制限を課さないこと等の現状維持(スタンドスティル)及び 現在とられている保護主義的措置の撤回(ロールバック)のコミットメント(政治的約束)が再確認されたほか、同月に開催されたAPEC首脳会 議においては、スタンドスティルのコミットメントを2015年末まで再延長することが合意された。12月末のWTO閣僚会議では、G20・APECで合 意されたこれらの具体的な約束をWTO加盟国間でも合意すべきとする先進国の主張に対し、開発途上国からはWTO整合的な範囲内での現行措置 の後退が認められるべきとして反対し、最終的にはWTO整合的な措置を含むあらゆる形態(all forms)の保護主義を抑止することが合意された。
- 12 加盟交渉は、①申請国の関連国内法・制度のWTO協定との整合性を確保するための交渉(多数国間)及び②市場アクセスの拡大のための交渉 (二国間)の二本立てで進められる。ロシア加盟については11月10日のロシア加盟作業部会公式会合において、①②双方の交渉が実質的に妥結 していた。なお、ロシアのWTO加盟の主要な成果は以下のとおり。
  - ア 平均関税率の低下(全品目:10%→7.8%、農産品:13.2%→10.8%、工業品:9.5%→7.3%)
  - イ 日本関心品目の関税率の低下(自動車:15.5%→12.0%、電気機械:8.4%→6.2%、化学製品:6.5%→5.2%)
  - ウ 情報技術製品 (通信機器、コンピュータ、半導体等) の関税撤廃 (現行平均関税率:5.4%)

るロシアの加盟は、WTOの下での多角的自由 貿易体制の普遍性を高めることになる。

#### **2011年のWTOドーハ・ラウンド交渉**

2001年の交渉開始後10年が経過したWTO ドーハ・ラウンド(正式名称は「ドーハ開発 アジェンダ (DDA: Doha Development Agenda) |) 交渉は、2011年中の妥結を目指 し、年初から集中的な議論が行われたが、先 進国と新興国の間の溝を埋めることはでき ず13、5月に年内の一括合意を断念した。そ の後、後発開発途上国 (LDC) 向けの優遇 措置を中心とした部分合意が目指されたが、 7月末にはこの部分合意についても断念した。 このような経緯を受け、年末の閣僚会議にお いては、当面一括妥結の見込みは少ないこと を認めつつも、目標としての一括妥結は断念 しないこと及び部分合意、先行合意等の「新 たなアプローチ」を探求することが合意され た。日本からは枝野経済産業大臣、中野外務 大臣政務官及び森本哲生農林水産大臣政務官 が出席し、枝野経済産業大臣が、日本は交渉 を前進させるための努力を惜しまないと表明 したほか、中野外務大臣政務官が、ドーハ・ ラウンドがこう着状況に陥った根本原因を克 服していく方法について、率直に議論する必 要がある旨表明した。日本は、ドーハ・ラウ ンドの成功裏の妥結に向けて、以下の各分野 の交渉に引き続き積極的に取り組んでいく。

#### (ア)農業

農業分野では、これまで、①一般的な関税 削減の方式、その例外等の問題(市場アクセ ス 14)、②貿易を歪める国内農業補助金等(国 内支持)の削減、③輸出補助金の撤廃(輸出 競争)等の論点について交渉を行ってきた。

2011年前半は、主に2008年12月の農業交 渉に関する議長テキスト (交渉文書) の残さ れた論点を中心に協議が行われ、4月には農 業交渉議長報告書が作成されたものの、大き な進展はなかった。

## (イ) 非農産品市場アクセス (NAMA: Non-**Agricultural Market Access**)

NAMA分野では、鉱工業品及び林水産品 の関税や非関税障壁(NTB)の削減に関す る議論を行ってきた。関税の削減に関して は、一定の数式によって事実上の上限関税率 を設ける関税削減方式に関する論点ととも に、開発途上国配慮、分野別関税撤廃15等の 論点について交渉を行ってきた。

2011年前半は、最も主要な争点である関 税削減方式に関する交渉は棚上げし、2008 年12月に作成されたNAMA交渉議長テキス トに沿って実務レベルで交渉が続けられた。 NTBに関する交渉については、各国が提出 している様々なNTB削減のためのテキスト に基づいて一定の収れんが見られたが、分野 別関税撤廃については、先進国と開発途上国 の間の深刻な対立状況が解消されなかった。

#### (ウ) サービス

サービス分野では、これまで、①リクエス ト&オファー方式16による市場アクセスの改 善、②サービスの貿易に影響を及ぼす国内措 置などに関するルールの策定を目的として交 渉が行われてきた。

2011年前半には、市場アクセス交渉を集

<sup>13 4</sup>月21日、各交渉議長から議長報告書等が発出された。ラミーWTO事務局長は冒頭文書で、鉱工業品の関税交渉をめぐり「橋渡しできない」溝 があると指摘した。

<sup>14</sup> ある国の国内市場への物・サービスの市場参入の機会や条件のこと。

<sup>15</sup> 特定分野の関税撤廃・調和を目指すもので、参加は非義務的であるものの、先進国側は主要開発途上国を含む十分な参加を重視している。

<sup>16</sup> 各加盟国が相互に自由化要望(リクエスト)を提出し、これを踏まえて自国の自由化提案(オファー)を行う方式。

中的に行ったが、新興国を中心とする途上国と先進国との対立が明らかとなり、難航した。この間、日本は、自由化推進派の一員として、各国との二国間協議を通じて関心分野の自由化を求めたほか、海運や建設分野の複数国間交渉を主導するなど積極的に交渉に参加した。年末の閣僚会議は、LDCに対し特別な待遇を与える枠組み(ウェーバー方式)について決定した。

#### (エ) ルール

ルール分野では、2001年のドーハ閣僚宣言及び2005年の香港閣僚宣言に基づき、ダンピング防止及び補助金についての規律の強化及び明確化を目的とした交渉が行われてきた。2011年前半は、ダンピング防止におけるゼロイング<sup>17</sup>、WTOで初めて規律が定められることになる漁業補助金<sup>18</sup>等の扱いが主な課題となり、2011年1月には漁業補助金についての日本の立場を具体化した提案を行ったが<sup>19</sup>、各分野とも議論が収れんしなかった。

#### (オ) 貿易円滑化

貿易円滑化の分野では、GATT第5条(通 過の自由)、第8条(輸入及び輸出に関する 手数料及び手続)及び第10条(貿易規則の 公表及び施行)に関連する事項の明確化及び 改善等を目的として交渉が行われてきた。

2011年には、統合交渉テキストに基づいて6回の交渉会合が開催され、加盟国間で意

見の収れんを見ていない箇所について交渉が 行われ、2011年当初に約2,000あった保留部 分が約800まで減少するなど、一定の進捗が 見られた。

#### (カ) 貿易と環境

貿易と環境の分野では、2001年のドーハ閣僚宣言に基づき、①WTO協定と多数国間環境協定(ワシントン条約など)との整合性や事務局間の協力、②環境物品<sup>20</sup>・サービスに対する関税及び非関税障壁の削減・撤廃等について、「貿易と環境」に関する加盟国間の通常会合や特別会合の場において議論された。特に、環境物品の貿易自由化交渉においては、各国から環境物品の具体的品目に関する様々な提案がなされており、日本からも電気自動車等を環境物品とする内容の提案を行ってきた。

2011年4月には、交渉文書(テキスト)の 発出までには至らなかったものの、議長報告 書において、環境物品の範囲・定義等につき 議論が進展したことが報告された。

#### (キ)開発

開発分野では、WTO協定における開発途上国に対する配慮条項である「特別かつ異なる待遇(S&D)」条項をより実効的にするための議論が続けられてきた。

2011年は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)及び輸入ライセンス協

- 17 米国商務省は、ダンピング・マージン(輸出国の国内正常価格より輸出価格が低い場合の価格差)を計算する際に、まず、①その産品の個々のモデル又は取引ごとに輸出国の国内正常化価格と対米輸出価格を比較し、②その結果を総計して、この産品全体のダンピング・マージンを算定している。総計をする②の段階において、①の比較で輸出国の国内正常価格より対米輸出価格が高いものについてはその価格差はマイナスとなるが、ゼロイングとは、それらをマイナスとして差し引かず、一律「ゼロ」とみなして計算する方式で、これにより、ダンピング・マージンが不当に高く計算される。2008年12月に作成された改訂議長テキストでは、ゼロイングを容認する規定が取り下げられるなど、日本を含む他の加盟国の立場に一定の配慮が見られる規定となっている。
- 18 漁業補助金については、韓国、台湾及びEUと共に、過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止すべきという主張を行ってきた。2007年の議長テキストでは、日本が主張してきた禁止補助金を限定する構造となっているが、その対象範囲については日本の主張よりも広範囲にわたるものとなっている。
- 19 1月には、漁業補助金に関するこれまでの日本の立場を踏まえ、議長テキストで禁止とされている「漁港関連インフラ整備」、「漁業者への所得支持」等については、過剰漁獲能力・過漁獲につながるものでないため、禁止補助金としないこと等の提案を行った。
- 20 環境負荷の低減に寄与する物品。

定のS&D条項に関する提案及びS&D条項の モニタリング・メカニズム設立に関する提案 に焦点を当てて議論がなされたが、大きな進 展はなかった。

また、7月には、ドーハ・ラウンドを補完す る取組である「貿易のための援助」(AfT: Aid for Trade)<sup>21</sup>に関する第3回 AfT グローバル・ レビュー会合が開催され、日本からは高橋外 務副大臣が出席し、「開発イニシアティブ 2009」22を中心に日本の取組を発表した。

#### (ク) 知的財産権

知的財産権分野では、主に地理的表示 (GI)<sup>23</sup>及び知的所有権の貿易関連の側面に関 する協定 (TRIPS協定) と生物多様性条約 (CBD) との関係について、交渉が行われて きた。前者のうち、ドーハ・ラウンド交渉の 中で議論されているワイン・蒸留酒に関する 多国間通報登録制度を、日本が米国等と共 に、各国に裁量を残す参照制度にすることを 提案したのに対し、EUなどは一定の法的効 果のある制度にすることを主張した。この 他、GIの追加的保護<sup>24</sup>を、ウルグアイ・ラ ウンド合意に沿って、ワインと蒸留酒以外の 産品にも拡大するべきか否かについても議論 されてきた。

また、後者については、特許出願における

遺伝資源の出所などの開示(例えば、植物の 抽出物を使用した薬品について、その植物の 原産国・供給国等の開示) を義務化する TRIPS協定改正が提案された。

2011年は、多国間通報登録制度について これまでの議論を踏まえた合成テキストが議 長により作成されたが、依然として加盟国間 の隔たりは大きい。

## 💆 政府調達協定(GPA:Government **Procurement Agreement**)

2011年12月に閣僚会議に合わせて開催さ れたWTO政府調達協定 (GPA)25 閣僚級会 合において、14年にわたるGPA改正交渉が 妥結した。日本から出席した中野外務大臣政 務官及び室井国土交通大臣政務官は、同会合 の直前にEUとの間で閣僚級交渉を行い、市 場アクセス交渉を妥結させた。改正協定に よって、各国が国際調達を約束する公的機関 を拡充する26等、国際調達の範囲が広がり、 更なる公的調達市場が開放される<sup>27</sup>。また、 中国を始めとする加盟申請中の国の加盟交渉 が促進され、更なる国際調達市場の拡大につ ながることが期待される。

#### ■ 紛争解決 (DS: Dispute Settlement)

WTO体制に信頼性・安定性をもたらす柱

- 21 開発途上国が多角的貿易体制から十分な利益を得るためには、多角的貿易体制に統合されるだけでは不十分であり、貿易関連の技術支援、生産 能力の向上や流通インフラ整備などを通じた貿易能力の向上が必要である。これらのニーズに対する支援が「貿易のための援助」と呼ばれてい
- 22 「開発イニシアティブ」は、貿易促進を通じて開発途上国の発展に資することを目的にODA供与を中心とした支援パッケージである。「開発イニ シアティブ2009」では、2009年から2011年の3年間に、120億米ドルのODAや4万人の技術支援、貿易金融への取組などを通じて、開発途上 国の貿易能力の発展に貢献している。
- 23 ボルドー (フランス) を中心とした一帯で産出されるボルドーワインのように、その商品について確立した品質、評判などが主として地理的原 産地に帰せられると考えられる場合において、その商品がその地理的原産地の産品であることを特定する表示をいう。
- 24 TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)は、全産品について当該産品の地理的原産地について、公衆を誤認させる方法などでの 地理的表示の使用を防止することを原則としつつ(第22条)、ワイン及び蒸留酒については、公衆の誤認などの有無に関わらず、その地理的表 示によって表示されている場所を原産地としないものへの使用を防止するという追加的保護を定めている(第23条)。
- 25 各国の中央政府機関、地方政府機関、政府関係機関等による物品やサービスの調達に関する協定。ウルグアイ・ラウンドと並行して交渉が行わ れ、1994年に合意、1996年に発効した。日本は、1995年に締結及び公布。WTO関連協定の中でも、複数国間貿易協定(プルリ協定)と呼ばれ る協定のうちの一つ。WTO協定の一括受諾の対象とはされておらず、別個に受諾を行ったWTO加盟国のみが拘束される。紛争処理手続は適用さ れる。加盟国は米国、EU(27か国)、カナダ、韓国など42か国で、中国ほか9か国が加盟申請中。
- 26 米国が連邦労働関係局等中央政府機関12機関による調達を追加したほか、EUが鉄道の分野における調達を追加。日本は中央政府機関の産品及び サービスについて、国際調達の下限額(基準額)を引き下げた(13万SDR(2011年時点で1,900万円)から10万SDRに引き下げた)ほか、1996 年以降に政令指定都市となったさいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市及び相模原市の7市の調達を明記した。
- 27 WTO事務局の試算によれば、世界で約800億米ドル(約7.1兆円)の新たな政府調達市場が加盟国に開放される。

として、貿易紛争をルールに基づき公平に解 決するための紛争解決制度<sup>28</sup>がある。

日本が協議要請を行っていた、オンタリオ州 (カナダ)のフィード・イン・タリフ (FIT)プログラムの州産品使用要求措置<sup>29</sup> に関し、2011年7月にパネル(紛争処理小委員会)が設置された。

また、既にWTO協定違反が認定され、その後の是正措置も十分でないと認定された、 米国のダンピング防止措置に関連する「ゼロイング」措置については<sup>30</sup>、2012年2月に措 置が撤廃されたところ、今後、米国による履 行を監視していく必要がある。

デジタル複合機やパソコン用液晶モニターなど、本来無税とされるべき情報技術(IT)製品に対するECによる関税賦課について、日本が米国及び台湾と共同でECに対しGATT違反を申し立てていた案件<sup>31</sup>では、日本を含む共同申立国の主張を認めたパネル報告書のEU(2009年12月のリスボン条約の効力発生により、ECの地位を継承)による履行期限が2011年6月30日に満了した。現在、日本はEUが誠実に措置の是正を実施したか否か確認している。

## (2) 投資協定/租税条約/社会保障協定

#### 7 投資協定

貿易の自由化及び円滑化に関しては、WTOが多国間の包括的なルールを定めているが、投資に関してはこのようなルールが存在しないため、各国は、二国間又は複数国間で投資協定を締結することにより、投資を促進するための環境整備に努めている。日本としても、このような取組を積極的に進めており、2011年には、インドとの間で、投資の保護、促進及び自由化に関する規定を含むEPAに署名した。この結果、これまで日本は、15の国と投資協定を締結又は署名したことになる32。また、カザフスタン、ク

ウェート、コロンビア、サウジアラビア、アンゴラ、パプアニューギニア及び中国・韓国との間で、それぞれ二国間又は三か国間投資協定について交渉を進めてきており、カタール、アルジェリア、ウクライナ及びイラクとの間でも交渉を準備・検討している。さらに、オーストラリア及びGCCとの間でも、投資に関する規定を含むEPAについて交渉中である。

このほか、日本は、OECDやAPECなどの国際的な枠組みにおいても、投資の自由化及び円滑化を促進するために、多国間のルールを形成する必要性を主張するなど、建設的

- 28 1995年のWTO発足時から本年末までの紛争案件数427件のうち、本年末までに日本が当事国(申立国又は被申立国)として関わった案件は29件(なお、件数については、WTOホームページに掲載されているDS番号(紛争解決手続に付された個々の案件について振られた番号)が付された全ての案件をそれぞれ1件として計算している)。なお、WTO紛争解決手続(DSU)においては、パネル(小委員会)が案件ごとに構成される。一方で、パネルの法的判断に不服がある場合に当事国が申し立てることができる上級委員会は、常設機関である。上級委員会は7名の委員で構成されており、委員の任期は4年(再任可能)。日本は1995年のWTO発足以降3名の上級委員を輩出している。
- 29 オンタリオ州 (カナダ) が行っている太陽光、風力発電施設などの導入を支援する制度「FIT プログラム」において、発電施設の生産に際して一定割合のオンタリオ州産の製品などの使用を義務付けているもの。日本は、2010年9月に、WTO協定に基づく協議要請を行った。
- 30 米国によるゼロイング措置については、2004年、日本がWTOに協議要請し、その後、パネル(小委員会)・上級員会での審理を経て、2007年1月、WTO上級委員会によって協定違反が確定され、是正が勧告された。しかしその後も、米国が是正しなかったため、2009年8月、日本の訴えに基づきWTOは米国の勧告不履行を確認した。その後、日本はWTO上認められた対抗措置をとるべく仲介手続を進めていたが、2010年12月に、米国の要請を受けて仲介手続を中断し、日米間で協議を行っていた。なお、日本以外にも、EU等9か国・地域が同様にWTOに提訴している。
- 31 ECが、「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言(ITA)」において無税扱いにすることとされている製品について、製品の多機能化・高機能化を契機に譲許表上の分類を変更し、WTO協定に整合しないと考えられる課税を行っている案件。日本が米国及び台湾とともに問題視したのは、デジタル複合機(税率6%)、パソコン用液晶モニター(税率14%)、セット・トップ・ボックス(税率13.9%)の3品目である。2010年8月、日本を含む共同申立国の主張を認めるパネル報告書が発表され、同年9月、パネル報告書は紛争解決機関によって採択された。
- 32 投資協定のほかに、日本が締結又は署名した13のEPAのうち、10のEPAに投資に関する規律を規定した章が設けられている。

な役割を果たしてきている。

### 1 租税条約

租税条約は、国境を超える経済活動に対す る国家間の課税権を調整することにより国際 的な二重課税を回避するとともに、投資所得 (配当、利子、使用料) に対する源泉地国課 税の減免等を通じて国際的な投資交流を促進 するための重要な法的基盤である。日本はこ れまで租税条約ネットワークの拡充に積極的 に取り組んでいる。また、脱税及び租税回避 行為等を防止する観点から、租税に関する情 報交換等といった税務当局間の国際協力を推 進するための規定の整備も進めている。

具体的には、香港(8月)、サウジアラビ ア(9月)との間の条約が発効するとともに、 オランダ、スイス並びにルクセンブルクとの 間の改正条約が12月に発効した。また、ポ ルトガルとの間の条約の署名が行われ(12 月)、オマーンとの間の協定について基本合 意に達した(12月)。さらに、各国税務当局 との間の相互行政支援のためのネットワーク を拡充するため、多数国間条約である税務行 政執行共助条約の署名を11月に行った。

なお、租税に関する情報交換ネットワーク の整備・拡充を目的とした協定については、 バハマ、マン島(英国の王室属領)との間の 協定が8月に、ケイマン諸島(英国の海外領 土)との間の協定が10月に発効した。また、 ジャージー及びガーンジー(いずれも英国の 王室属領)との間の協定の署名を12月に行っ た。この結果、日本は2011年末時点で、53 の租税条約(64か国・地域に適用)を締結 したことになる。

このほか、2011年末時点で、米国、ドイ ツ及びアラブ首長国連邦との間の条約又は改 正条約の締結に向けた交渉を行っている。

#### **立** 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や 掛け捨てなどの問題を解消することを目的と しており、海外に進出する日本企業や国民の 負担を軽減し、ひいては相手国との人的交流 や経済交流を一層促進する効果が期待されて いる。

12月には、ブラジル及びスイスとの協定発 効のための外交上の公文の交換がそれぞれ行 われた(2012年3月にそれぞれ発効予定)。 この結果、日本は、15の国と社会保障協定を 締結又は署名したことになる。また、2011年 中には、ルクセンブルク、インド、スウェー デン、中国、オーストラリア、スロバキア及 びフィリピンとの間で、それぞれ政府間交渉 又は交渉開始に向けた意見交換を行った。

## (3) 知的財産権保護の強化

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、 ひいては経済の発展にとって極めて重要であ り、日本はそのために様々な取組を行っている。 日本の提唱に端を発する新しい国際的な法的 枠組みである偽造品の取引の防止に関する協 定 (Anti-Counterfeiting Trade Agreement: ACTA) 33 については、5月には協定が署名 のために解放され、10月には東京において 署名式を開催し、日本を含む8か国が協定に 署名した。今後、協定の早期発効を目指して

33 日本は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、模倣品・海賊版の拡散防止に向けた法的枠組み策定の必要性を提唱して以来、先 進国及び知的財産権の保護に高い志を有する開発途上国と共に、本構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。2008年6月から関係国との 間で条文案に基づく交渉を開始し、交渉には日本を始め、米国、EU、スイス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、韓国、 モロッコ及びシンガポールが参加した(模倣品・海賊版対策の取組については、第4章第2節2(2)「模倣品・海賊版対策」を参照)。

締結のための国内手続を進めるとともに、アジア諸国を中心に協定への参加を働きかけることとしている。そのほか、G8サミット、APEC<sup>34</sup>、OECD、WTO(TRIPS理事会<sup>35</sup>)や世界知的所有権機関(WIPO)などでの多国間の議論に積極的に参画している。また、

二国間では、中国<sup>36</sup>、韓国、米国及びEU<sup>37</sup> との間で個別の知的財産権保護の強化・協力 に関する対話を続けている。また、EPA<sup>38</sup> に ついても、可能な限り知的財産権に関する規定を設けることとしている。

<sup>34</sup> APECでは、11月の首脳宣言において、知的財産権の保護及び執行を強化することが再確認された。

<sup>35</sup> TRIPS理事会とは、TRIPS協定の実施、特に加盟国による義務の遵守を監視し、同協定に関する事項の協議を行う場。

<sup>36</sup> 日中間では、8月の第3回日中ハイレベル経済対話において、中国における知的財産権侵害の対策強化について要請した。

<sup>37</sup> 日・EU間では、10月の知的財産権に関する日・EU対話で模倣品・海賊版対策協力について協議した。

<sup>38</sup> シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、フィリピン、ブルネイ、インドネシア、ASEAN、ベトナム及びスイスとの間で知的財産権に関する規定を含む協定を締結し、既に効力が発生している。